

平成 29 年 6 月 7 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 29 年度 タイ市場誘客プロモーション事業」の委託に係る企画提案について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当機構ではタイから北海道への更なる観光客の誘客拡大を目的に次の事業を実施する事としました。つきましては、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名
平成 29 年度 タイ市場誘客プロモーション事業
2. 事業目的
タイから北海道への観光客の誘客拡大
3. 実施期間
契約締結日～平成 30 年 3 月 15 日
4. 業務内容
 - (1) 商品提案（個人旅行プランの作成）
 - (2) プロモーション事業
 - ①各種メディア等による情報発信
 - ②旅行会社等との意見交換等
 - ③パンフレット等作成
 - ④国際旅行フェア等への出展
5. 企画提案参加表明受付期間
平成 29 年 6 月 21 日（水）17 時
6. 企画提案指示書提出期限
平成 29 年 6 月 28 日（水）17 時
7. 事業説明会
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案応募要領及び企画提案指示書」をお読みいただき、ご不明な点がございましたら担当者までご連絡ください。
8. スケジュール（予定）

6 月 7 日（水）	公示・観光機構WEBサイト掲載
6 月 21 日（水）	企画提案参加表明締切
6 月 28 日（水）	企画提案書の提出期限
7 月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定
7 月上旬	契約、業務開始

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
誘客推進事業部海外プロモーショングループ 佐野
TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064
E-mail y_sano@visithkd.or.jp

以上

「平成 29 年度 タイ市場誘客プロモーション事業」 企画提案指示書

1. 目的

タイから北海道への観光客誘致をより一層促進するため、次のとおりタイ市場へのプロモーション事業を実施するとともに、戦略的な宣伝誘致活動により北海道の魅力を発信し、商品提案や販売促進を図る。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。
ただし、コンソーシアムの場合には構成員のうち 1 人以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。
 - ①民間企業
 - ②特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
 - ③その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成 30 年 3 月 15 日（予定）

業務スケジュール：

6 月 7 日（水）	公示・観光機構WEBサイトに掲載
6 月 21 日（水）	企画提案参加表明締切
6 月 28 日（水）	企画提案書の提出期限
7 月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定
7 月上旬	契約締結・業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

6. 業務委託内容

訪日・来道状況を踏まえ、さらなる来道誘客を図るため、個人旅行者（FIT）をメインターゲットに来道タイ人が少ない閑散期の誘客を促進するとともに、道央圏に集中する観光客の広域化を図ることを目的として、以下の事業内容について企画提案すること。

(1) 商品提案

訪日・来道タイ人旅行者の旅行実態を的確に把握し、タイ人ニーズに沿った個人旅行者（FIT）向けの体験メニュー等を整理し、簡易で短期間で可能とする旅行プランを作成すること。

- ・タイ人ニーズを的確に把握し、体験メニュー等に係る各種情報や道内の移動情報（二次交通情報）等を分かりやすく整理すること
- ・主要空港や駅、バス停、宿泊地などの拠点から簡易で短期間の旅行プラン（モデル）を 10 種類以上作成すること

(2) プロモーション事業

上記の商品提案で作成した個人旅行プランや FIT への興味喚起、旅行意欲を高める情報等を効率的・効果的に発信し、本道への誘客プロモーションを展開すること。

また、現状・課題を踏まえ、タイ市場（FIT 市場）に有効となるプロモーション手法を提案すること。

- ① FIT 向け体験観光メニュー等の情報発信（TV や雑誌、ブログ、SNS 等による発信）
 - ・上記の商品提案により作成した旅行プランを、タイ人旅行者等により実際に体験してもらい、その旅行体験等の情報発信手法等を検討の上、各種メディア等により発信すること
 - ・タイ人旅行者等の選定にあたっては効率的・効果的に北海道の魅力ある情報を多く拡散するため、タイ人の注目を集め、各方面への影響力のある人物を選定すること
 - ・作成した映像等の各種権利は二次利用等が可能となるよう観光機構へ帰属し、旅行フェアや機構 HP、YouTube 等で利用できるようにすること
 - ・事業実施後は、取材風景の撮影や情報ツール発信までのフォロー、発信内容の入手（雑誌・Facebook・YouTube 等）、広告換算、事業効果検証等を行い報告書として整理すること
- ② ウェブ等メディアによる北海道の魅力発信の実施
 - ・H28 調査結果を踏まえ SNS 等によるタイ語での観光情報を FIT 向けに発信すること
 - ・SNS 等での情報発信では、食や土産品、観光地の写真などをいかにインバウンドにつなげるか、活用方法、効果、その根拠を明確にするとともに、アクセス数の確保に向け目標値を定め、目標達成に向けた手法等についても提案すること
 - ・情報発信をインバウンドにつなげるため事業効果を検証し、広告費用換算等も行うこと
 - ・観光機構のクロスメディア事業等と連携し、効率的・効果的な情報発信とすること
- ③ 旅行会社（OTA 含む）や航空会社等との意見交換や旅行情報の提供など
 - ・旅行ニーズを的確に把握するための意見交換、ヒアリングを実施し、誘客促進に向けた分析を行うこと
 - ・来道タイ人の旅行実態や他都府県の旅行会社に対するプロモーション事例等を踏まえ、旅行プランなどの情報、上記商品提案で作成した各情報を提供し、旅行会社等との信頼関係及びパートナー関係を構築すること
 - ・事業期間内は可能な限り旅行会社等のリクエストに応えられるようインフォメーション機能等を持ち、適宜対応すること
 - ・機構職員の訪問を予定するため、意見交換や商品造成を促進する情報提供の場の設定及びアポイント取り、アテンド、通訳、打合せ内容の整理等にも対応すること
- ④ 企業訪問用情報提供資料の作成
 - ・機構が提供する次のパワーポイントデータ（日本語版）のタイ語への翻訳
 - ・テーマ別 6 種類（JR 編、バス・ハイヤー編、ホテル編、レストラン・体験事業者編、スキー場、インセンティブツアー編）
- ⑤ タイ市場への誘客促進のために必要なパンフレット等の作成
 - ・H28 年度作成の市場共通パンフレットに JR や都市間バス、レンタカー等の二次交通情報を掲載し、6,000 部を作成すること
 - ・H28 年度作成の北海道観光情報チラシ（マップ等）を 10,000 枚作成すること
 - ・商品提案で作成した旅行プランをテーマ毎に整理し、配布用のチラシを各 2,000 枚作成すること
 - ・その他、観光情報が掲載されているスマホアプリや Wi-Fi のレンタル方法・フリーエリアの情報、ホテル情報（予約問合せ先等）など、タイ市場に有効となる配布チラシ等を提案すること
 - ・各種パンフレット等には機構 HP や Facebook の URL 等を掲載するとともに、海外旅行保険加入促進に関する情報を掲載すること
- ⑥ ノベルティの提案及び制作（購入）

アンケート対応者等の協力者等へ配布するため、北海道を連想できるノベルティを 2,000 個用意すること
- ⑦ 国際旅行フェア等への出展
 - ・平成 30 年 2 月開催予定の「タイ国際旅行博覧会（TITF）」に出展し、FIT 向けに上記(1)の商品提案により作成した個人旅行プランのほか、北海道観光の基本情報や最新の観光情報、交通情報及び宿泊施設等の実用的な情報を紹介し、本道への旅行意欲喚起を図ること

- また、平成 29 年 9 月開催予定の F I T 向けの「Visit Japan F.I.T. Travel Fair」への出展や、その他北海道フェアへの出展も可能となるよう装飾経費圧縮等（バックパネルの再利用など）に努め、複数出展に取り組むこと
 - 出展時には必ず道内旅行のニーズを把握するため、来道希望者であるタイ人に対し、本道の季節毎の魅力を伝え、タイ人の旅行意欲や興味などを対面式・聞き取りによるアンケート調査（サンプル数 300 以上）を実施すること
 - 手配事項：出展申込（2ブース）、配布資料の企画、制作及び現地への輸送、ブース運営（レイアウト作成・装飾デザイン及び施工、ブース運営に必要な各種備品の手配、アンケートの実施及び集計、TITF 等と同時開催が予定される商談会に関する各種調整・手配、通訳の手配、本博覧会の開催期間、ブース出展及び商談会等の内容に応じた適切な人数及び配置の提案、北海道側参加者の取りまとめ及び各種調整、その他、集客に寄与するプロモーション手法を提案など
 - 報告書作成（来場者数などの確認、会場風景写真、アンケート分析、イベント参加の評価）
- ⑧ 上記以外でさらなるプロモーション効果や誘客効果が期待できる企画を提案し実施すること

(3) その他

- ① 各種事業により把握した情報等は、速やかに取りまとめの上、機構担当者へ報告すること
- ② 事業実施内容の効果測定及び報告書を作成すること
 - 商品提案、プロモーションの各区分で、取り組み内容に応じた成果（広告費用換算、メディア露出、企画旅行等の催行状況など）を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること
 - 旅行会社（OTA含む）や航空会社、現地エージェント等の協力関係による効果についても詳細に確認し、合わせて報告すること
- ③ 事業で作成した各種情報ツール等の著作権など、増刷や二次利用に係る各種権利は、観光機構に帰属すること

また、全ての観光ツールを機構HPや Facebook 等で情報発信できるよう機構担当セクションと調整し、必要に応じた対応に取り組むこと
- ④ 作成データの納品は、USB（上記データ）等の電子媒体及び印刷物で提出すること
- ⑤ 道庁におけるスマイルアンバサダーやスマイルステーションのほか、現地の日本食レストランや道産品取扱店、道内進出企業等への協力を得て、イベント告知や観光 PR ツールの設置・提供等に取り組むこと

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：平成 29 年 6 月 21 日（水） 17 時
- (2) 表 明 先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進事業部 海外プロモーション G（担当：佐野）
TEL 011-231-6736
Email: y_sano@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：電子メールにて行うこと。
（様式は「プロポーザル参加表明書」を参考とし、任意様式、メール本文でも可）。

8. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
企画提案の内容を A4 サイズ一枚に簡潔にまとめたものを作成すること。
- (2) これまでの事業実績
会社の業務内容及び本事業類似の事業の実績について、過去 3 年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、外注先及び協力先等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊料、会場使用料、ブース出展料、送料、広告宣伝費等
観光機構職員の旅費は見積に含めないこと

9. 予算上限額

14,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※内訳 成長市場：10,200千円、誘致：3,800千円（多彩 2,800千円＋招聘 1,000千円）

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版のみとする。また、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で40頁以内とすること。
- (2) 企画提案は1者1提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が、外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。
- (3) 企画提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 提案の内容で、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部
（会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの6部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進事業部 海外プロモーションG（担当：佐野）
TEL 011-231-6736
- (3) 提出期限 平成29年6月28日（水） 17時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。
ファクシミリ、電子メールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合は、書面審査を行い、上位4社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性

タイ市場の特性を踏まえた誘客拡大に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

タイ市場の特性（FIT 市場）を踏まえた事業を実施するためのノウハウを備えており、タイ人向け PR、航空会社・旅行会社（OTA 等）への情報提供、協力関係構築、北海道旅行商品造成・販売支援及び北海道の各種魅力の情報発信を行うノウハウを備えた実施体制が確保され、また、その企画・業務内容を遂行する能力があると判断できるか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等は、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. その他

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (3) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表する場合がある。
- (4) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成29年度 タイ市場誘客プロモーション事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成29年度 タイ市場誘客プロモーション事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)

(代表者)

ⓐ

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者)

ⓐ

構成員 (所在地)

(名称)
(代表者)

ⓐ

プロポーザル参加表明書

業務名：平成 29 年度 タイ市場誘客プロモーション事業

標記業務のプロポーザルに参加します。

平成 29 年 月 日

(公社) 北海道観光振興機構 会長 堰八義博 様

(提出者) 住 所
会 社 名
代 表 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

印